

公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

議員立法により成立した選挙運動に関する規格の簡素化等を行う公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第20号）の施行に伴い、公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化に係る必要な規定の整理を行う。

1. 改正内容

○ 選挙運動用自動車の規格制限の簡素化に伴う規定の整理

公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第20号。以下「改正法」という。）により、選挙運動用自動車の規格については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第6項に定める規格に統一することとされた。

これに伴い、選挙ごとに使用することができる選挙運動用自動車の規格を定めた公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第109条の3の規定を削除する。

※ 公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第20号）

公布：令和7年4月2日

施行：令和8年1月1日

2. スケジュール

公布日：令和7年10月3日

施行日：令和8年1月1日

※ 意見公募手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第7号の規定により実施しない。